

農業委員会だより

●発行 平成27年3月31日
●企画・編集 大和市農業委員会
〒242-8601 大和市中鶴間一丁目1番1号
電話 046(260)5137

農家戸数/400戸
経営面積/211.1ha
(平成27年1月1日現在)



秋にはコスモスが満開になる観光花農園(大和市深見西)



力強い都市農業

大和市農業委員会会長 中丸 慎

春暖の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会活動に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年冬には2度の豪雪により農業者の方々に甚大な被害をもたらし、夏には観測史上稀に見る大雨が降るなど、自然災害の驚異を改めて知るなど大変な思いをした年でありました。異常気象は今後も続き被害の様相は大規模化するといわれ、農業生産に対する影響も危惧されるところであります。

また、農産物の価格の低迷や消費税の増税による農業資材の高騰など、農業経営は依然として厳しい状況が続いております。

このような中でも、農業を志す若い人たちは、先人より

受け継いだ恵みの土地で農業をやめることがあっては絶対にならないと頑張っており、農業委員会としても農地と担い手の確保に努めているところです。

都市農業を守るためには、都市の有利性を活かした農業生産活動により、市民への新鮮な地元産農産物を提供することが、農地の有効利用と適正な保全が図られることにつながると考えており、現在、議論されている(仮称)都市農業振興基本法などにより、力強い都市農業が実現できるよう努力してまいります。

最後になりますが、農業委員会は農業者の法的代表組織という自覚のもと、農業のさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいります。今後も皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

主な内容

会長あいさつ	1	農地の適正管理に心がけましょう	4
農業委員会活動報告	2	知って得する農業者年金Q&A	4
新規就農者の紹介	3		

地域みなさん、よろしくお願いします

新規就農者の紹介

おいしいトマト作り挑戦!

大和市中央林間西在住の榊原文男さんは、平成26年1月に「かながわ農業サポーター」の認定を受け、露地野菜の栽培を始めました。

農業を始めたきっかけは、9年ほど前に会社を経営する傍らに市民農園を借りて始めたのが最初です。理由としては、事務仕事だったために体を動かしたいことと、正直なところ野菜があまり好きではなかったというか、食べず嫌いのところもあり、それであれば自分で作ってみようと思ったのがきっかけだそうです。

市民農園での野菜作りを6年ほどやっているうちに、周りからの評判もあがり、仕事を行っていたころは腰痛や肩こりに悩まされていましたがすっかり良くなったこともあり、どんどんとのめり込んでいきました。さらに上を目指すために、神奈川県の中老年ホームファーマー事業に参加して、耕作面積も増やしていきました。この頃には、会社経営の血が騒ぎ農業で収入を得るための農業経営を目指すようになり、昨年1月に「かながわ農業サポーター」の認定を受けました。運よく昨年6月には上草柳の約1,000㎡の農地を借り受けることができ現在に至っています。

今は、ブロッコリー、カリフラワー、大根、イチゴ、にんにくなどの冬物野菜を栽培しています。ただし、本人の野菜作りについては、トマト作りの夢を持っていることです。トマトといってもいろんな種類があり、おいしく珍しいトマトを作りたいと考えており、自分が作ったトマトが店頭で並ぶことが夢で、そのための土づくりを、現在は行っているとのことでした。

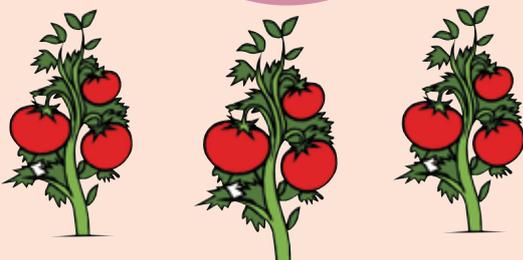
最後に話してくれたことは、師匠の農家の方からは「自然の中での天候は、いい時もあれば悪い時もある。また、農作物の出来不出来について一喜一憂するのではなく、すべてを受け入れることが農作物の栽培だ。」とっておられたそうです。またご自身からは「農業を教えていただいている大勢の方々に支えていただいているのだということを感じながら、常に感謝の気持は、忘れないようにしています。」ということと「野菜は手をかければかけるほど応えてくれる、しかし自然の中では、試行錯誤の日々で自分と奥さんとで一生懸命やっている。」とのことでした。榊原さんの作ったおいしいトマトが店頭で並ぶ日を楽しみにしたいものです。



榊原さん



作業風景



農業委員会活動報告

(平成26年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

また今年度も、農地パトロール月間である11月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。平成21年12月の改正農地法の施行により、農業委員会の農地の「利用状況調査」が義務化され、遊休農地の是正指導権限が強化されたことから毎年実施しているものです。

さらに近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、遊休農地が年々増加する傾向にあるため、耕作できない農地(市街化調整区域に限る)については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定をし、意欲のある農業者に貸付し有効利用を図るよう、農地のあっせんを行っています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修も行っています。

今年度は、千葉県農林総合研究センター暖地園芸研究所を視察しました。



千葉県農林総合研究センター暖地園芸研究所で研修及び現地視察

総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	3
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	24
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	3
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	114
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	20
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	15
その他	農業委員会等に関する法律施行令等	4

お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って
手続きしてください。

賛助会員費募金

昨年12月、各地区の生産嘱託員を通じてご協力いただきました「神奈川県農業会議賛助会員費」の募金は、1月末に取りまとめを完了しました。

その結果、平成26年度の賛助会員費として195,400円の厚志をお寄せいただきました。この賛助会員費は、神奈川県農業会議において、農家の皆様安心して農業経営を継続していられるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。



手続きは簡単です。農業委員会へお問い合わせください。
電話 046(260)5137

農地の適正管理に心がけましょう

農地造成については注意してください。

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話を持ち掛けられたら、安易に契約や承諾しないで、必ず地元の農業委員または、農業委員会事務局にご相談ください。造成については、許可申請が必要になります。また、悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃げてしまうケースもあり、そのため所有者が多額な費用をかけて是正することにもなります。

農地が耕作できなくなった場合は

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、利用権設定(期限付き農地貸借制度)などによる、農地のあっせんを行っていますので、ご相談ください。



農地のご相談は 農業委員会事務局 電話 046-260-5137 または 各地区農業委員まで



知って得する 農業者年金

Q&A

女性農業者の皆さんご存知ですか？



Q: 安心できる老後生活への備えには何が大切ですか？

A: 生活の糧として必要な収入を終身年金で確保することが最適です！

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が18.9年(83.9歳)、女性が24年(89歳)です(女性は男性よりも6年も長い!)。この長い老後生活に備えるためには、生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約23万円に及ぶというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で12万9千円)できたとしても、月額10万円が不足することになります(厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で約22万7千円受給できます。)

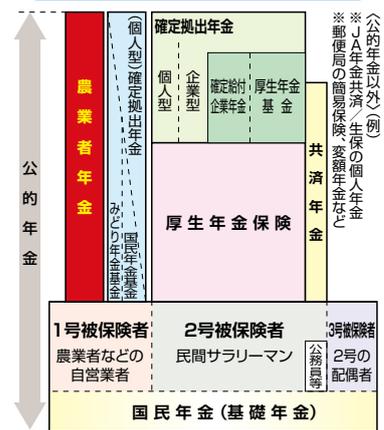
農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、国民年金の上乗せ年金として終身受給できる**農業者年金**に是非ご加入ください。

農業者年金への加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金(満額で月約6万4千円)だけになってしまいます。

家族一人ひとりの加入が大切



老後生活を支える公的年金制度



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660
<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！